

國學院大学蔵『木船谷者所持記』（全文）

三浦俊介

解説

今回、翻刻・紹介する『木船谷者所持記』は、現在、國學院大学図書館が所蔵している貴船神社（京都市左京区）の関連文書の一つである。明治末期に賀茂別雷神社の社司であった堀内保秀氏が所蔵していたものと思われる。東京帝国大学の法学博士であった星野恆氏は、大正三年（二九一四）の論文「賀茂貴布禰争訟始末（第一回）」の中で、『木船谷者所持記』所引の『貴布禰末社之記』なる史料を引用した^①。しかし、堀内家旧蔵本を譲り受けた賀茂別雷神社宮司座田司氏^{さいだもろうじ}氏は著書『賀茂社祭神考』の中で、「貴布禰末社（牛一社）之記」が「已に散佚して見るを得ない」と述べている^②。同書の正確な執筆年次は明らかでないが、座田宮司は昭和三七年に帰幽した方なので、それ以前の執筆ということになる。『賀茂社祭神考』は座田氏の十年祭を記念して昭和四七年に刊行された遺稿集である。昭和三七年以前、座田宮司は余りに多い収蔵書に埋もれた『木船谷者所持記』を見落としてしまったものと推測される。「貴布禰末社（牛一社）之記」に相当する記述は、『木船谷者所持記』八丁裏に「貴布禰末社之中 牛一社」として見えるものである。

その後、堀内家旧蔵本を含む座田家所蔵の記録文書類は國學院大学に収められ、菟田俊彦氏によって綿密に調査整理され、『國學院大学圖書館収蔵 神道書籍解説目録 第3輯 座田家舊藏書』という懇切なる解説目録が作成された^③。さらにその後、マイクロフィルム化されて雄松堂書

店から発売された^④。

当該史料は前掲『神道書籍解説目録』の目録番号「〇五三」の書物であり、表題は『山城州愛宕郡貴布禰奥端二所神社并末社製法』（内題）である。外題は「木船谷者所持記」であるが、目録の書名は内題で採られている。あるいは座田氏も台帳等に内題で記録・整理し、その結果、『木船谷者所持記』もしくは「貴布禰末社（牛一社）」云々という情報を見失ったのかもしれない。因みに、外題の用字は「船」字である。墨付二七丁、各面九〜十二行。

書写奥書A「享保二十乙卯年（一七三五）八月 右京権大夫賀茂清茂 印」

書写奥書B「嘉永七年（一八五四）八月二十二日 賀茂保房 在花押」

Aの書写者「賀茂清茂」（一六七八〜一七五三）は、賀茂別雷神社社家の国学者であり、「三手文庫」を創設した人物である。清茂は、貴船神社の昔からの社人であった「舌」一族（以下「舌氏」と称す）との訴訟担当であったことがあり、「敵」（二六丁表）である舌氏の考えや主張をより多く知るために舌氏筆録・所蔵の諸資料の閲覧・書写・収集に努めていた。岡本清茂は巻末で同書に対して「野心の偽書」と厳しく評価している。「木船谷者所持記」という書名は、舌氏ではなく、岡本氏が付けたものである。

Bの書写者「賀茂保房」は生没年未詳であるが、安政頃の賀茂別雷神社の社家である。「正四位下・左衛門・左衛門之丞・数馬之介・勘解由」

であった人物^⑤。内題下に「保房之印」が押されているから、当該書写本は当初、同氏の所有となったものと思われる。

『木船谷者所持記』は、以下のような内容を持つ非常に重要な貴船神社の史料である。内容としては、(一)奥宮と本社および摂末社の情報としては最も詳しい史料の一つである、(二)貴船神社関連「和歌」集成の性格を有している、(三)貴船神社における「巻数」(祈祷のために読誦した経巻・呪の数などの記録)を記している、(四)社内で伝承されていた鎮座由来譚(神話・伝承)を複数紹介している、(五)「天禪日天狭霧国禪月国狭霧尊」(十二丁表)という神名など『先代旧事本紀』からの引用が見られる。(六)書写者である賀茂別雷神社社家の岡本清茂の各項目へのコメントなどが記されている。これらのどの点をとってみても、貴船神社の歴史と文学を研究する上で、非常に重要なものとわかるであろう。

今回翻刻・紹介する『木船谷者所持記』は、星野恆博士が大正三年に報告して以来、約百年ぶりに確認された貴船神社関連の貴重な内部史料である。今後、当該史料を通じて、貴船神社の江戸時代およびそれ以前の祭事や信仰・伝承などの実態が明らかになることであろう。

貴重な所蔵文書の翻刻・公刊を御快諾くださった國學院大学図書館関係各位に記して御礼申し上げます。

注

- ① 星野恆「賀茂貴布禰争訟始末」は『史学雑誌』に掲載された。第一回は第二五編第四号、一九一四年四月。第二回は第二五編第五号、一九一四年五月。第三回は第二五編第六号、一九一四年六月。第四回は第二五編第一号、一九一四年十一月。第五回は第二六編第二号、一九一五年二月。第六回は第二六編第一号、一九一五年十一月。第七回(完結)は第二七編第五号、一九一六年五月。「貴布禰末社之記」は第一回四二二頁に載っている。

國學院大学蔵『木船谷者所持記』(全文)

凡例

- ① 改行は原態のままとし、改頁を「丁数オ(表)・ウ(裏)」で示した。
- ② 私に句読点を施した。濁点を付けて読解の便宜を図った。
- ③ 漢字は通行の字体を用いたが、「船・甘・哥・條」など残した字体もある。
- ④ 不読字は■で示した。推定した字は「」に書き入れた。
- ⑤ 小字は全角の大きさで「へ」に入れ、小字双行注は「へ」に入れた。
- ⑥ 「シテ」「コト」「トモ」「より」などの合字は片仮名二文字で表記した。
- ⑦ カタカナ表記部分の暁字も「ゝ」で統一した。
- ⑧ 訓や誤記などの注記を()内に入れて示した。
- ⑨ 「牛・」のようなハイフンは省略した。
- ⑩ 「遠祖」のように読みを確定する振り仮名は採ったが「抑(そもく)」や「神代之昔」のような捨て仮名は採らなかった。振り仮名の濁点については原文に付いている濁点は残したが、原文にない濁点を施すことはしなかった。
- ⑪ 訓点か本文かが曖昧な位置・大きさの文字列の場合、基本的には本文として扱った。

資料翻刻

外題「木船谷者所持記」(表紙に直書)
内題「山城州愛宕郡貴布禰奥端二所神社并末社製法」
印「保房之印」

山城州愛宕郡貴布禰奥端二所神社并末社製法

一 奥之御本社〈面七尺五寸〉 拜殿《二間一間半 組入天井》

一 御札屋《四間四方一簷椽葺屋柵裏内天井笄縁》

一 内台所〈三間二間〉

一 鈴一社〈面二寸〉 一 桂社〈同二尺五寸〉

一 護摩堂《三間四面 方形 檜皮 臂木立 二檐 平仏壇 面葺

四方縁》

一 吸葛社〈面二尺一寸五分〉 一 日吉社〈面三尺〉

一 林田社〈面二尺二寸六分〉 一 奥鳥居〈一丈五尺〉

一 和市社〈面二尺一寸五分〉 一 結神社〈同二尺二寸〉 一 一オ

一 任部社〈同二尺一寸〉 一 牛一社〈同二尺八寸〉

一 總社〈同二尺三寸五分〉 一 黒尾社〈同二尺六寸〉

一 端之御本社〈面一丈一尺八寸〉

一 拜殿《三間二間半 屋根檜皮 二簷 天井小組 臂木立 拭板》

一 河尾社〈面二尺一寸五分〉 一 山尾社〈同二尺一寸五分〉

一 鈴鹿社〈同三尺〉 一 御本社之仮殿

一 今奥社〈面二尺六寸〉 一 一口鳥居〈一丈六尺〉

一 端之巫女屋〈四間三間 屋棟椽葺 一檐〉

一 神宮寺《三間四面 母屋 檜皮 三戸構 垂木シケ物

四方縁 高欄アリ 鏡天井 リウゴ仏壇》 一ウ

一 延命寺〈是ハ今奥社ニ添タル寺也〉

一 白鬚社〈面二尺八寸五分〉 一 白石社〈同二尺二寸五分〉

一 経所《三間四面屋棟方形檜皮二簷屋根裏平仏壇

ヨリ二面葺 四方縁 高欄アリ》

一 梅宮 〈面二尺六寸二分〉 一 一口鳥居〈一丈七尺〉

一 鑑取社〈面二尺七寸五分〉 一 藤杜社

於三木船 古来之詠歌略記如左

男二忘ラレテ侍リケル比、貴布祢社ニ詣テ、御手洗川ニ

飛螢ヲ見テ

新古今集二 和泉式部

物思ヘバ沢ノ螢モ吾身ヨリアクガレ出ル玉カトゾ見ル

大明神ノ御返哥

奥山ニタギリテ落ル瀧津瀬ノ玉散ル許物ヲ思ヒソ

同 藤原時房

思フコトナル川上ニ跡垂テ木船ハ人ヲ渡スナリケリ

千載 平実重

今迄ニナド沈ラン木船河カバカリハヤキ神ヲ頼ムニ

同 俊成

貴布祢川玉散瀬々ノ岩波ニ氷リヲ碎秋ノ夜ノ月

新古今二 大臣

幾世我波ニシホレテ木船川袖ニ玉散リ物思フラン

賀茂ノ社司等木船ニ詣テ、雨請シケル次デ

読ル

同 賀茂幸平

大御田ノウルホフバカリセキカケテ井堰ニ落セ河上ノ神

続拾遺

木船川山下蔭ノ夕闇ニ玉チル波ハ螢ナリケリ

九月バカリ貴布祢へ参リテ読侍リケル

玉葉二 幸平

紅葉バノ色ニモメデシ此度ハ祈ル心ヲ分ケジト思ヘバ

続千載 法皇御製

貴布祢川ウキトシ波ノカ、レトハ祈ラヌ物ヲ袖ノ白タマ

同 為実

流テノ世ヲバ頼マズ貴布祢川玉散ル波ニ身ヲ擢ツ、
新千載 大臣

木船川玉散波ノクダキツ、思フ心ヲアハレトハ見ヨ
新後拾遺

木船川末セキ入ル苗代ニ神ノミシメヲヒキヤソヘマシ
新統古今ニ 左大臣

祈キテアフ瀬シナクハ貴布祢川神モムナシキ名ヲヤ流サン
同 イニ新後拾遺 藤原資任

貴布祢川御祓ニ袖ハ朽ヌトモ浪ノシラユフ猶ヤカケマシ
同 「3才

木船川アフ瀬モ浪ニセシ御祓果ハ涙ノ「ヲ」をミセケチ」タマゾチルカ
ナ（左ルビ「チリカフ」）

同 イニ新拾遺 祈逢恋 丹波忠守朝臣
貴布祢川袖ニ祈リシアフセコソ流レテフカキ中トナリケレ

千五百番 左
住吉ノ松陰アラフ沖津波下ニヤ秋ノ風通フラン

右
貴布祢川玉散ル瀬々ニマカセテモマガヒモ果又夏雲ノカゲ

南北両神靈地趣欲レ論ニ勝劣ニ恐ニ猶深一
秋風ノ夕吹クレバ貴布祢山■ヲホニアゲテ鹿ゾ啼クナル

春宮大臣隆恒
シメノウチノ御手洗川ノシルシアリテ沈ム我が身ヲ祈ウケナン

返哥 賀茂成助
君ガ身ハ木船宮ニマカセタリシヅメバ神ノ名コソタチナメ

烏丸大納言光廣卿当社へ詣デシ時

サ、グキニサキシラレケリ木船川深キ流レヲ神ノメグミニ
「3ウ

○卷数

貴布祢神社御祈禱之事

御宮廻一千度

御祝詞百箇度

御祓除一千度

御神供百箇度

御本地呪各一万遍

般若心経一千遍

金輪聖皇玉躰安泰宝祚延久一天寧

謚四海安清 青油幕下御武運長久

御子孫繁昌如意満足心中諸願成就

竹苑儲皇御息災 延命焉 仍抽丹誠一之状

如レ件 延宝三禊霜月吉祥日

卷数

舌 祠官大藏少輔（敬白）

板倉伊賀守殿之制札写

一 当社領山林竹木并柴 猥伐採事堅被

停止訖。若違背之輩、於有レ之者、速可レ被

処ニ巖科一旨、趣被 仰下レ者也。仍下知如レ件。

慶長廿年六月日

伊賀守 印

禁制

一 当軍勢 濫妨狼藉之事

一 放火事 田畠立毛刈取事

一 对百姓等申掛非分事

右條々堅被停止訖。若於違背之輩者

「4ウ

速可被処巖科之者所被 仰下也。仍下
知如件 慶長拾九年十月日 板倉伊一印

台徳院様御朱印之写

山城国野中之内、三石事 如前々全社納
弥不可有相違者也。元和三年八月廿八日

貴布祢

東照権現様御朱印之写

社人中

禁制

一 軍勢甲乙人等濫妨狼藉之事

一 放火事

一 田島作毛刈取事 并 竹木剪取事

右堅令_ニ停止_ニ訖_シ。若於_ハ違犯之輩_ニ者速_ニ可_レ処_ニ巖科_一者也。仍下知如_レ件
慶長五年九月十六日 印

山城国愛宕郡貴布祢神社之次第

一 奥之御本社〈面七尺五寸〉 一 同拜殿〈二間_ニ二間半_ニ〉

一 御札屋〈四間四面 同ク台所 三間_ニ二間_ニ〉

一 荒神社〈面五尺 御本社ヨリ東〉

一 八十末社〈三尺五寸 荒神ヨリ東南〉

一 熱田之社〈二尺五寸 八十末社之南〉

一 鹿島社〈同_ク二尺五寸 同_ク熱田社_次〉

一 護摩堂〈三間四面 同_シ統_キ南_ニ〉

一 桂木宮 〈三尺二寸 御本社之統_キ〉

一 毘沙門社〈同_ク桂社_{ヨリ}西南_ニ〉 一 舟塚〈同_ク社有_レ之_ニ〉

一 舟太郎社〈四尺二寸 舟塚ヨリツゞキ南_ニ〉

三三四

一 伊津奈之社〈二尺五寸 舟太郎ヨリ東北〉

一 片岡社〈私云、賀茂ニアル カタヲカハカモノ地主也トイヘリ〉

一 黒尾社〈同_ク舟塚ヨリ西_ニ〉 一 旅宮〈同 黒尾之次_キ南_ニ〉

一 伊津社〈此者二社所也。右ノツゞキ〉

一 日吉社〈三尺 イヅノ社ノツゞキ南_ニ〉 一 鈴一社〈同_ク三尺日吉_ノ社_向東_ニ〉

一 鳥居

一 神宮寺〈鳥居ヨリ北東五間目〉 一 楼門

一 森田社〈爰モ二社_ノ所 二丈五寸〉

一 同森之内 三間西_ニ福取社_ニ〈二尺七寸〉

一 結_ハ之神社_ニ〈二尺五寸〉 同_ク拜殿_并鳥居

一 兎御前〈二尺五寸 同_ク森之内〉

一 日吉社〈二尺六寸五分 結之神_ノ南_ニ有_レ之 三玉石ト云テ大石モ有リ〉

一 端之御本社〈一丈一尺八寸〉 一 拜殿〈三間_ニ二間半_ニ〉

一 御札屋〈四間_ニ三間_ニ〉 一 権社〈二丈一尺八寸〉

一 牛一ノ社〈二尺八寸 御本社ノ後通_リ 三間半 北東〉

一 幣殿〈二尺三寸 牛一ノツゞキ一_ノ間西_ニ〉

一 ヲナカノ屋社〈二尺五寸 幣殿ノ西〉

一 【ソ】マムキノ社〈同_ク右ノツゞキ 北_ニ〉 一 若宮〈同_ク 同_シツゞキ北_ニ〉

一 玉葛社_{タマカヅラ宮}〈三尺五寸 牛一後通_リ〉 一 奥之神宮寺_{ウヘノ}〈幣殿之上_ニ西_ニ〉

私_ニ云、奥ノ神宮寺ハ奥ニコソアルベキニ、不審也。然_レ共、今一本、

牒_ニ今奥社_トアレバ、是乃_チ奥ノ大明神_ヲ端_ヘ勧請

シタリト知レタリ。夫_レ就_テ、延命寺ノ本尊_ハ、奥ノ神宮寺

ノ本尊_ト云ヘリ。若_シ然ラバ、奥ノ社_ノ法楽所_ハ延命寺

ノ本尊_ト云ヘリ。若_シ然ラバ、奥ノ社_ノ法楽所_ハ延命寺

ノ本尊_ト云ヘリ。若_シ然ラバ、奥ノ社_ノ法楽所_ハ延命寺

ノ本尊_ト云ヘリ。若_シ然ラバ、奥ノ社_ノ法楽所_ハ延命寺

ノ本尊_ト云ヘリ。若_シ然ラバ、奥ノ社_ノ法楽所_ハ延命寺

ノ本尊_ト云ヘリ。若_シ然ラバ、奥ノ社_ノ法楽所_ハ延命寺

ノ本尊_ト云ヘリ。若_シ然ラバ、奥ノ社_ノ法楽所_ハ延命寺

「5オ

「5ウ

「6オ

「6ウ

歟。又ハ、後ニ神宮寺ノ本尊ヲ延命寺ニ移ス乎。又但シ

神宮寺ヲ今ノ延命寺ノ地ヘ移シタルカ。其故ヘハ、若シ此ノ

寺神宮寺ニテアラズハ、寺ノ号ヲ延命寺ト云ヒ、

奥宮寺ノ本尊ヲ安置スベカラス。其上当社

当境ハ、数度ノ水害ニ遭ヘリシ刻々、寺社基趾

彼ヲ転ジ、或ハ此ヘ換タランナレバ、其根本ノ地ニ宮寺モ

社モ有ルベカラス。 7オ

奥ノ頭屋 并ニ 御料ノ屋

黒尾社 三三三 玉葛ノ西

和市社 二二二 黒尾ヨリ南也

黒主社 同 和市ヨリ南

サイノ神 同 黒主ノ南 是ハ白鬚ノ同体ノ神也

山尾社 二二二 是ハ谷ヨリ向ノ北ニ有リ

川尾社 同 同 一 今尾社 二二二 以上三社一所

一本ニハ今奥ト云ヒ、コ、ニハ今尾ト云フテ、今奥ト云フ社ノ名見

ヘズ。能吟味ヲ遂ベシ。 7ウ

鈴鹿社 三三三 御本社ヨリ二間谷ノ上也

旅宮 二二二 鈴鹿前下ニ有リ

祓屋 御本社ヨリ南東

神宮寺 御本社ヨリ廿五間ノ南ニ同ク神宮寺ニ指シ添ヘ寺ニ軒有

八幡社 五五五 神宮寺ヨリ西北 一 手掛社 二二二 神宮寺ヨリ北東

齋神 并 兎御前 二二二 面三尺六寸

鳥居 一 楼門

御供所 一 湯屋 以上五所共ニ一所也

白鬚社 二二二 白石社 二二二 二寸六分以上

二社一所

一 梅宮 二二二 六寸二分

一 鑑取鳥居 一 鑑取社 二二二 七寸五分 8オ

一 藤社宮 壇高五尺二寸四方

一 西社 同ク 拜殿 是ハ湯所之ニ瀨内

一 石清水社 壇高一丈五尺五寸四方 野中ニ瀨合

一 市原内 当社場有リ 一 思之池 市原内道ヨリ一町半

以上 西ニアリ

○ 貴布祢末社之中

牛一社 本地大日 抑、此神者、今ノ舌氏之遠

祖也。其ノ故者、当社大明神、神代之昔使ニ令牛鬼ヲ

焉。又、光臨当山之日、乘此牛鬼ニ鎮座シテ

矣。以ニ其因縁、至ニ于今、丑日者、乃当社之和光

利物之日也。往昔、此神有ニ弁口利舌之才

依レ之、当社大明神予察シテ喪ニ其ノ太古淳朴ノ

之道ヲ、配コ流 渠於大倭國一焉。其時、展渠 舌

以ハ八劈ニ破之也矣。蓋夫有ニ深意一乎。愚語

レ之先当社者岡象女乃海若也。且以ニ譬喩

曉レ焉。昔、震且國之古、黄帝偶遊ニ赤水ノ

池ニ時、墜 三 無價宝玉ヲ、於ニ水中ニ也。仍使明日ノ

離妻 探上レ之、不獲。次ニ、使利古契 誥探上レ之、又

不レ得レ取レ之。遂ニ差ニ愚蒙岡象一、使探レ之、輒

得レ之ヲ、以テ奉ニ黄帝ニ也。所謂玉也者大道也。

天道地道人道也。墜レ之者、喪ニ淳真ノ道一也。 9オ

明日利口者、俱ニ是姦偽鎊 左記「媒乎」 飾之義、人欲

私欲也。大道廢而仁義起之謂也。愚諳○也。者淳素朴實之意耶。不獲之者、邪欲妄

念。被蓋覆而彼天性固有之本心、不明也。獲之者無心無念兀爾如然、本性本心之

至德至道、不求、而自證之。彼黃帝一經所謂離朱契誥象罔者決是其人非有

之。只是寓言也。以此見之、則吾神國之道亦豈貴宏才博識乎。但行有余力、

則以學文之理可知矣。天地清淨、内外清淨、六根清淨而、可透徹神理也。劈舌

者、其美、何劈之乎。七花八裂、縱橫自在、之義歟。既其本地、称大日。々々垂迹者、天照

皇大神也。又、天御中至尊也。然則、天地開闢八極位焉。尊信陰陽兩神出現、生日本

大八州國一、亦不出這八裂之義一者乎。上所謂大倭者不在此和州之事。只是指大日本焉。

雖、然、当社大明神御鎮座之時、自大和國吉野郡、今舌氏遠祖出来、隨從当社大

明神一故、郷党僉云、舌氏遠祖牛鬼也。亦、但云舌氏是鬼孫一矣。就之、若加料簡、且夫

北方者属子蔭闇也。故、当社者、暫論其體一則、陰神。乃、神名曰闇竈也。即属水

德一焉。雖然、些發揚一處、謂之高竈。以習陰中之陽一也。自子移丑故、以牛為二

当社之使者云々。東方者属卯、陽氣發動之最初也。故、日神天照太神者、雖属火德、

其分身。稚日靈尊者、亦属木德、而融通無碍理事隱顯回互故、日前宮者、在

紀伊國南方。天照大神者、鎮座伊勢國東方。雖、然、内宮火德、外宮水德也。兩宮一致水火

交接之中間者、自然木德之備、朗廓也。又、且南方者属午、陽明也。故、火德神、以馬為其

乘物也。以有權御馬一可知矣。又、当社者、其本地為不動。々々本地者為大日。々々垂迹、日

神、二十二社之最初也。不動垂迹龍神、二十二社最後也。蓋、有陰陽。互換函蓋相應

之理也。先案、天地開闢之古、鴻毛未萌時、忽然大虛中、有物、混沌未剖云々。其後、清氣

漸、登薄靡為天、浮濁重沈、淹滯為地。所謂洌壤浮漂、開闢形兒是也。譬猶

遊魚之浮水上、于時、天先成而地後定。然後、於高間原、化生一神、号曰天禪日

天狹霧國禪月。國狹霧尊。神皇系圖云、天御中至尊、神風伊勢百船度遇山田原大神、坐

也。元氣所化、水德變成為因為果。而所露、名天水雲神、任水德、亦名御氣都

神。是水珠所成。即月珠是也。亦号大葦原中津國主、豐受皇神也。然則、元神

已以一水之德、化生利物之命也。又、天氣下降、地氣上騰、天地和同、草木菌動惟水

道之德也。以天氣、龍神出生、亦尔。然則、世間所謂丹生大明神、天照大神之化身タルコト

9ウ

10オ

10ウ

11オ

11ウ

亦不誣矣。聞說、日神者、國常立尊也。弟、月神者、天御中主尊也。彦童、王者、伊弉諾尊也。汝、大姫龍也。王者、伊弉諾尊也。汝、大姫龍也。王者、伊弉冉尊也。日者、天之魂也。月者、天之魄也。陽龍者、地之魂也。陰龍者、龍王也。照、一切衆生心也。吾也。持、一切衆生像也。若如、是則、当社奧端者伊勢内外之宮也。伊勢内外者、当社奧端之社也。丹生与当社同体而、同時代鎮座有之、勿論也。儻以、兩部習合之神道、窺、牛一社、謂天帝積也。所以然者、積迦如来前生、為雪山童子時、為半偈、將捨全身。尔時、積提桓因、現羅刹身、試童子修練真耶偽耶。童子即上高樹、飛入羅刹口焉。羅刹、作大日如来。其舌化作八葉蓮台也。童子遂全、身命、果成、正覺、合清淨法身。廬遮那之覺也。然則、積迦也、大日也。其理無、兩般也。加之、天帝輔、積迦之法儀焉。積迦、大日無、隔礙。則、当社大明神之本也。畢竟折、合歸、一收、積迦乎。殊立、五方如来、則、積迦者北方也。北方当社之所因起也。次、天帝化羅刹、々々化、大日。則、喚、牛一社、為、天帝積。亦得而已。又、蒙竊、案、当境二津社者、蓋当社大明神之荒魂乎。其前

牛岩有之。昔、有女人、丑時、為二剋期、每夜參詣、奧口神社。尔時、彼石必化、二牛鬼、試其願焉。然、又、這牛岩、牛一、大明神之荒御崎而、隨侍。当社大明神之荒魂、歟。或謂、当社者、頻婆沙羅王而、自、乾所、光降之神也。牛一者、常隨給仕之仏国童子云々。此說雖、迂廻、於、理、所、穩順、些有之乎。後賢可、味焉。又、当初、陶若大臣薨逝之後、為、明神、鎮、坐於、当境、今、奥社之右畔、奥深社是也云々。然、彼大臣將所持之鉄弓、納、于、舌氏館。先是、天下兵草之後、雖、為、大社、自、大樹家、造、造無之故、社司等、戮、力、致、造替之日、舌氏左衛門佐之父祖、至愚極、不知是家宝地鎮、以、之、作、鑄取、華表之金具云々。今茲、臆、不、及也。愧、至、永劫末代、尚受、世人之嘲笑也。以、如、此、之、由緒、之、故、互鄉等、拳、謂、舌氏者、陶若大臣之末裔矣。謂、彼、謂、此、当社、祠官之中、頗須無、勝、此、氏族、者、上、只、憾、何、代、埋、没、其家譜。是亦、此、氏、父祖、頑鄙、蒙昧、神書、并家譜系圖等、披閱之、受、授、之、不、得、剩、攤、之、覽、之、者、權、神、之、責。遂、以、此、等、家鎮、悉、稱、我、祖、神、之、社、封、襲、牛一、之、社、內、焉。呼、堪、大、息、矣。其、余、天、國、之、太、刀、種々、重器、至宝、雖、有、之、或、為、閑人、被

12ウ

12オ

國學院大學藏『木船谷者所持記』(全文)

14オ

13ウ

13オ

謀失レ之、或経ニ水難ニ而、尽底払地
皆失脱耳。今余不レ忍ニ傍觀。以ニ当境、
古老之口実ニ、粗誌ニ其梗概ニ者也。猶這
一件可レ載ニ別卷ニ。舌氏後裔等、可レ併
案ニ焉矣。時延宝三乙卯乾霜月一陽
來復ニ日北山。隱士敬考。

「 14 ウ

- 一 和市社 本地阿弥陀。垂迹金山彦命
- 一 鳥居 本地 廬遮那仏
- 一 山尾社 本地矜伽羅童子
- 一 川尾 本地逝多伽童子
- 一 黒尾 兼ニ林田ニ者、毘沙門
- 一 結之社 本地児文殊
- 一 鈴鹿社 天正年中御託言有レ之
勸ニ請勢州鈴鹿ニ焉。其比
金輪聖王遣ニ勅使於当社ニ焉。御神
社中ニ詠ニ倭歌ニ曰、鈴鹿山伊勢ノ
神トゾ思ヒシニ今ハ貴布祢ノ川上ノ宮

当社之因由

「 15 オ

日本書紀神代卷抄曰、天瓊矛
納ニ滝祭 仏宮ニ、或云、納ニ五十鈴宮
酒殿ニ、又曰、滝祭神 無ニ宝殿ニ在ニ下津底ニ
則水神之宮也。名曰ニ沢女神ニ。又、名ニ美
津波神ニ。一云、滝祭之神与ニ龍田神ニ
同体故、龍田神名曰ニ天御柱国御柱ニ
蓋以下護ニ天逆矛ニ之縁上ニ 故ニ、
同書曰、金生レ水故、日生水神罔象女ニ。

「 15 ウ

史記曰、水神之怪龍罔(岡をミセケチ)象。或云、罔
象食レ人、一名ニ沐腫ニ。白澤図曰、水
精、名ニ岡象ニ。其形如ニ小兒ニ。赤目、黒色
大耳、長爪、以索ニ縛ニ之。則、可得享
之、吉也。和訓曰、美津波。猶言、水食。
在ニ水中ニ、食レ水故也。是則貴布祢大明
神也。 ○同書(第七之説)伊弉諾尊
拔レ劍、斬ニ軻遇突智ニ、為ニ三段。其一段
是為ニ雷神ニ。是今山城国愛宕郡神楽岡
明神也。又、賀茂明神雷神也。別雷社ト
申也。一段是為ニ大山祇神ニ。今伊豆国
三嶋明神社是也。又、松尾明神同体也
ト云ヘリ。一段是為ニ高麗ニ。是与閻羅、同キ
竜神之倫也。私云、儒道 仏教 竜尊
ベリ。周易見龍在レ田云、飛龍在レ天ト云フ。
伏羲帝龍顔也トテ、ソノ顔、竜ナリト也。
漢高祖隆準 公ヲモ云レ也。日本神武
天皇モ竜顔也ト。ソノ外、枚挙スルニ、遑アキラアス。故ニ、
今ノ代マデ、天子ノ玉顔ヲバ龍顔ト云ヒ来レバ
也。天照大神垂迹蒼龍王顯アラハス
トナン。天神七代地神五代言非、百王万代
ノ宝祚皆天神地祇、竜王ノ所為ニテ、持 コト
也。地神ノ末マデハ竜宮界、此界流通シ、夫婦
婚合ノコトマデ皆同シ交会セルコト、神書
多ク見ヘタリ。ヨク々考ヘ察ベシ。扱、仏経ニハ
法華八大竜王現シテ、仏法擁護タリ。此竜

「 16 オ

「 16 ウ

神ノ降迹ハ和州丹生大明神、又、貴布祿

大明神ナリ。本地不動ノ立タルコトハ、不動八大

金剛童子アリ。コレ即チ、八大竜王ノ心也。

其中ニテモ取分阿耨童子ナドハ、頭妙

翅鳥王載キ、腰ヲ竜ニ投ラレタリ。大凡

竜ニハ金翅ノ難アリトイヘドモ、阿耨池ノ善女

龍王ハソノ難無シト云ヘリ。サルニ依テ、吾朝中比

守敏僧都三千世界所レ有大小龍

ヲ封ゼシ時、弘法大師勅ヲ蒙リ、善女龍

王ヲ勸請セラレタリ。当所古老ノ申シ伝ヘシハ

空海大師、神泉苑ヘ竜王ヲ勸請シ玉フ

時、先ヅ当社ヘ参詣アリ。ソノ洪願成就

セラレタリトナン。ソレノミナラズ、当社ソレヨリ已然ハ

幽カナルコトナリシ。一天下干魃ノ難ヲ救セ、五穀

【豊】登万民和樂セシニヨリ、社頭榮其

古ハ二倍シタリトナン。サモアルベキコトニハ。嵯峨天皇ノ

御宇弘仁九〔元〕をミセケチ。年九月六日從五位下ニ

位階贈シ、同キ九年五月ニ幣幣使ヲ

賜ノミナラズ、大社宣預レリ。又、当社御造宮

アル時、今トテモ東寺ヨリ神宮寺ノ法式ヲ

勤来ルト云ヘリ。扱、不動所持利劍文殊ノ

智体ナリ。文殊、竜宮界能化導師ナリ。

竜ハ畜趣所撰ナレバ、シバラク愚癡取故、

ソノ名罔象ノ愚癡転スレバ

即チ、文殊ノ大智ナリ。畢竟智恵愚癡

般若ニ通ズル道理ナレバ、文殊ガ竜王、々々ガ

「 17 オ

文殊 二船差別無シ。ソノユヘニ、文殊ノ過ト去、

ムカシ、上首竜尊王仏ト云フ。殊更当社ノ

地主トスル。結神ソノ本地、児文殊ト伝習シ

来。尚余蘊ツキセズ、深ク祠官等思合ベキ

コト也。扱、不動ノ本地、大日也。大日ノ垂迹ハ大日

靈尊也。不動ノ垂迹ハ竜神也。大日、不動ノ

一理分身。天照大神、竜神ト一体互融

旨、神書ニ分明也。天在 大日、覚皇、日神

ト也。地在 不動明王ト竜神ト也。必竟

理事隠顯陰陽互ナレバ、理ガ即チ事相、

事ガ即チ理体、陰精明ガ昇テ陽氣トナリ、

陽氣ノ重キガ降り、陰体トナル也。ソノ奥義ハ天地

開闢ノコトヲ明シタル書物ヲシレバ、容易ク知ル、コト

也。又、抑、俱梨加羅不動、ソノ体、劍ト竜ト也。

コレ譬ヘバ、雌劍雄劍ノ意也。惣ジテ、竜ノ劍ニ

擬スルコト、例多カル中ニ、唐ニテハ、雷煥ガ地中

ヨリ神光アリテ、直ニ、ソノ光天斗牛ヲ

射ヲ見テ、ソノ処ヲ掘ケレバ、果シテ名劍ヲ得

タリ。或ハ、竜泉劍ト云フコトアリ。今、当社添テ

牛一大明神アルコトモ、蓋、此ノ意ヲモ含畜セ

ルカ。若然ラバ、牛一ヲバ、斗牛ノ精化シテ成レル神

トモ見ベキ歟。吾朝ニモ、神代ノ古ヘ素盞鳥ノ

尊ト出雲ニテ、八岐大蛇ノ尾ヨリ八色ノ雲

起ルヲ見テ、コレヲ平、天叢雲劍 得玉ヘ

リ。又、一水氣ノ升、竜ナリ。天瓊矛 刺下

劍ナリ。陰竜ノ精騰、天御中主化生シ玉ヒ、

「 17 ウ

「 18 オ

「 19 オ

陽神日神ノ精降テ、竜神トナレリ。故ニ日神ノ御曾孫出見尊、海中ニ入り、中^{ワタスミ}童神ノ御娘

豊玉姫ト契ラセ玉ヒテ、葺不合^{フキアヘ}尊ヲバ生ウジ玉フ。コレヲノコトドモ、逐一記スルニイトマアラス。人々

工夫日ヲヲツムベキコト也。扱^{ササ}又、当社ヲ弁才天同体ト云ヘル人モアリ。此ノ天女ニ八臂^ヒアリ。コレモ不動八大

童子ノ心也。ソノ時ハ、当社ニ添^{ソヘ}セ玉フ牛一^{ウシ}ヲバ牛馬童子ト習フ也。弁才天ヲ祭^{マツル}ニハ、丑ノ時ヲ洎^{ケシユ}取、

当社ヲ祭ルニモ参詣スルニモ、丑ノ日ヲ専一トス。然レバ、コレニテモ、同体異名ノコトハ知ラレタリ。矧^{イハ}弁才天ハ

ソノ垂迹市杵嶋姫ニテ、天照大神ノ分身タル由、神書ニ述タリ。扱、牛馬童子ヲ八幡大菩薩

両部ニ習合シタリ。八幡モ又天照大神ノ分身タル瀬織津姫、再談トコソ承^{ウケタマフ}。ソレニツキ八幡水神ニ

近カセ玉フ縁^{コトノユカリヤ}アリケン、神功皇后ト三韓ト軍戦ノ時モ、表筒男等ノ三神アラハレ出、タスケノ兵ト

ナリ、干珠満珠ヲモ竜神ヨリ賜ヒタリ。ソノ後、宇佐へ鎮座アルコトモ、宇佐ハ満津姫ノスマセ玉フ宮居

ナルゾカシ。次ニ石清水へ御鎮座アルコトモ、是、水神所住ノ靈地ナリ。彼レトイヒ此ト云ヒ、ソノヨシミ深^{フカシ}。然レバ、牛

一ヲバ湍津姫ニシテ、宇佐八幡ト見シニヤ。ソノ故ハ当社祠官ノ舌氏^{シタ}ハ平家ノ余裔ナリトイヘリ。

是、亦、符節ヲ合セタルガ如シ。当社へハ、牛玉ヲ納ムルトナン。是乃、彼ノ干珠、満珠、如意輪宝珠ノ

表事ナリ。又、田心姫ト湍津姫ト市杵嶋姫ノ三女神ハ悉ク是素盞烏^{ヒメ}之子也。素盞烏者

今ノ牛頭天皇ナリ。三女之中、牛頭天皇ノ一女ヲ取レバ、牛一ニテモアルベキニヤ。ソノ苗裔タル者

ノ心中ニ味フベキニコソアレ。又、此舌氏ノ家ノ標幟^{シラウチ}ハノ字ヲ用ヒ来レリ。詰問^{ナシトヘハ}之、彼氏者曰ク、

神ノカシ、吾ガ遠祖、利舌ノオアリテ、正直ノ清淨ノ神道ニ蠹害^{ドカイ}アリトテ、ソノ舌ヲ八製^{ヤツガキ}ニセラレ、

ヤマトノ国ニ放逐セラル。シカレ共、ソノ子孫再ビ当社御託宣ニヨリ、召還^{イジカス}サレタリ。故ガユヘニ、ソレヲ我が家ノ

規模トス。殊更八ノ字神道ニ用ル字ナリト云ヘリ。次ニ、此ノ八ノ字ヲ圍ニ、井筒ヲナシタリ。コノコトヲ、問

ハ、又云、君シラズヤ、永字ノ八法、井字ハ四画、此井ノ一字、八方ヲ含ミタリ。八卦ニモ合フ。八

大竜王、八大童子、弁才天ノ八臂ナド云フコトモ皆此ヲハナレズ、中ノ方団ノ裏^{ウラ} 大日

也。不動也。中央也。心也。王也。外ノ画ノアヒダクハ八葉也。八代童也。八識也。八陣也。次下^ニ絵図

ヲ彰^{アラハサン}。見ルベシ。 20オ

【五行配当図】中上から時計回りで文字情報を記す。上方・右方からの文字列。／で改行。影印を参考として巻末に掲げた。

中上——苦^{ニガシ}／朱 アカシ／午^{ウマ}□徵チ／火 心ノ臟／南 夏／宝生／礼^{レイ}／牙ノ音／

右上——未申 右中——肺^{ハイ}／辛 カラシ／白 シロシ 商^{ショウ}／

金 秋 西／義 西^{トリ}／齒音／弥陀 右下——戌亥

今ノ牛頭天皇ナリ。三女之中、牛頭天皇ノ

一女ヲ取レバ、牛一ニテモアルベキニヤ。ソノ苗裔タル者

ノ心中ニ味フベキニコソアレ。又、此舌氏ノ家ノ標幟^{シラウチ}

ハノ字ヲ用ヒ来レリ。詰問^{ナシトヘハ}之、彼氏者曰ク、

神ノカシ、吾ガ遠祖、利舌ノオアリテ、正直ノ清淨ノ神道ニ蠹害^{ドカイ}

アリトテ、ソノ舌ヲ八製^{ヤツガキ}ニセラレ、

ヤマトノ国ニ放逐セラル。シカレ共、ソノ子孫再ビ当社御託宣ニヨリ、

召還^{イジカス}サレタリ。故ガユヘニ、ソレヲ我が家ノ規模トス。殊更八ノ字神道ニ用ル字ナリト云ヘ

リ。次ニ、此ノ八ノ字ヲ圍ニ、井筒ヲナシタリ。コノコトヲ、問

ハ、又云、君シラズヤ、永字ノ八法、井字ハ四画、此井ノ一字、

八方ヲ含ミタリ。八卦ニモ合フ。八大竜王、八大童子、弁才天ノ八臂ナド

云フコトモ皆此ヲハナレズ、中ノ方団ノ裏^{ウラ} 大日也。不動也。中央也。

心也。王也。外ノ画ノアヒダクハ八葉也。八代童也。八識也。八陣也。

次下^ニ絵図ヲ彰^{アラハサン}。見ルベシ。 21オ

【五行配当図】中上から時計回りで文字情報を記す。上方・右方からの文字列。／で改行。影印を参考として巻末に掲げた。

中上——苦^{ニガシ}／朱 アカシ／午^{ウマ}□徵チ／火 心ノ臟／南 夏／宝生／礼^{レイ}／牙ノ音／

右上——未申 右中——肺^{ハイ}／辛 カラシ／白 シロシ 商^{ショウ}／

金 秋 西／義 西^{トリ}／齒音／弥陀 右下——戌亥

中下——腎^シ、臍^シハ、ユシ^ク／玄^ク羽^ウ／釈迦 子 水 北 冬／

智^チ／唇^シ

中中——黄^ウ。脾^ヒ。甘^{カン}。宮^{クウ}。喉音^{カウ}／陰陽 一致 上用／如来藏 中央 大

日^{ニチ}／土^{ツチ} 心^{シン} 王^ウ 須弥^{スミ}／海^{カイ}・印^{イン}・定^{テイ}／中央 不動^{フドウ}／天道 人道

地道^{チダウ}／善惡 邪正 不二

左下——丑^ウ刁^ウ（寅）

左中——牙音 肝^{カン} キモ／藥師 酸^{サン} スシ／青^{セイ} アヲシ／卯^ウ 東^{トウ} ヒガ

シ／角^{カク}／仁^ニ／木

左上——辰巳

右自己トアハセテ見ベシ。ハアルコト、五アルコトノ数此理ヲハヅレズ。

○日本紀ノ抄曰、大己貴命ハ下賀茂ノ

御祖社ト云ヘリ。上賀茂ハ箭ニ化シテ生ル。其

矢ハ乃大己貴化現ゾ。其ノ子ガ屋ヲ蹴破リ、

子天^ニ上タルガ別雷^ズ。鴨^{カモ}、松尾^{マツビ}、日吉^{ヒヨシ}、三輪^{ミヅノ}

是^レ同体ノ神也。

先代旧事本紀^ニ、伊弉冉尊、生ム金山彦^ノ

神^ヲ。次^ニ、金山姫^ノ神。次、小便亦尿化^{ユスバリ}ニ為神^ト

名テ曰^ク罔象女^{ミツハメ}ノ神。是則、貴布祢大明神

端之宮乎^カ。《是古老之口実ヲ以テコ、ニ記ス。薊蕘ノ

コトスラ古人スラス矧ヤ祠官タル古老ノ言ヲヤ》

一書曰、丹生^ニ明神^ノ金山姫命^ノ云ヘリ。然レバ則

貴布祢與ノ社ハ丹生ヨリ勸請ト云ヘリ。コ、ヲ以テ

見レバ、金山彦命乎^カ。天智天皇二年鎮座。

何レモ伊弉諾尊之御子也。右兩神者、一味

同体ノ神也ト云ヘリ。又、近來說ニ、端ハ者高竈^{タカオカミ}、

奥者閻竈^{クラオカミ}、是雖^レ為^ニ一体^一、端者陽龍^{ヒヨクタク}

ニシテ、遊竜飛竜也。故ニ、タカオガミト云フ也。奥ハ閻竈^{クラオカミ}

陰龍^{ヒヨクタク}ニシテ、潜竜臥竜也。故ニ、クラオガミト云ト云ヘリ。

イヅレモ近キ理ノ取りヤウナルベシ。

一 当社大明神者、人皇五十二代嵯峨天皇

之御宇、弘仁九年六月廿一日、從五位下

同九年五月大社ノ宣ニ預ル。

五十四代仁明天皇承和十年十二

月正五位下

五十五代文德天皇天安二年正月

十七日從四位上

五十六代清和天皇貞觀十五年

五月二十六日正四位下

六十六代一條院長保五年三月廿六日正三位

六十八代後一條院寛仁元年十二

月三日正二位

七十二代白河院承暦五年二月一日從一位

七十五代崇徳院保延六年七

月十日正一位 右、未^タ考^レ之、写本次第二ウツシ置ク矛盾齟齬スル

コトアルベシ。ヨク／＼考察ヲ作スベシ。

○貴布祢雨^{アマゴヒノノツトニ}請^{カフヘ}祝言曰ク、貴布祢川之流ヲ龍ニ

喩^{タトフル}ニ、頭ハ木舟、身体ハ賀茂、尾ハ下鴨也。夫木

船ハ万水之源トナリ。神道ハ一滴ノ水ヨリ長ジテ

一切有情非情万物成就^ス。木船河ノ流ヨリ国土ヲ

潤シ、五穀成就シ普ク恵ム。是草木国土有情非情

「 22 オ

「 23 オ

「 22 ウ

「 23 ウ

神道極果秘伝唯授一人之旨訣也。

○葵之形、宝珠ノ如クナルコト、万宝出生ノ根本。尔ハ水火之ニ形ナリ。第一宝珠ハ土形ノ相ナリ。

土ハ万法ノ根元ナリ。故ニ、葵ヲ用ユ。又曰、葵ハ木

船大明神之御紋ナリト云ヘリ。愚案ズルニ

水体黒色、北円形ノ道理ナレバ、当社ハ水神

ナリ。葵ハマロキ形也。シカレバ、御紋ナリト云フ説可ナル

ベシ。兼テハ、又、当社ヲ陰中ノ陽ト習フナレバ、葵ハ

日ニ逢ト云フコ、ロノ倭訓ナリ。日ハ陽ナレバ、陽ニ向フル

目出度コトニアラズヤ。二形トハ牛王宝印ノ時

モ王ノ字上ノ一画ヲ牛ノ字下ニ付クレバ、生レ土ト

云フ文字ナリ。如意輪宝珠、竜宮海ニ

アリテ、無尽ノ福ヲ湧出ス。或ハ、王ノ字ニ一点打

テ、牛玉トモ見ル。牛ノ玉ハ当社ノ重宝物ナレバ、

即、是、大明神ノ璽ナリ。疎ニ思フベカラズ。

天国 大和国宇陀郡ノ者也。平家重代小鳥ト云フ

太刀造之銘ニハ大宝三年天国ト打也。三尺六寸五分、スガタハ

長太刀、柄ヲ切タルガゴトシ。楯ノミミジカシ。此太刀ヲ小鳥

名付ルコトハ、桓武天皇南都ニ御座有テ虚空ヲ御

覧ジケルニ、雲中ヨリ鳥飛出テ、其時、御篇ヲ以テ

被レ召ケルニ、鳥隨勅命而、御座ノ縁羽置テ、奏シ

申サク、我ハ是大神宮ヨリ劍ノ御使ニ以テ参リタルトテ、

羽ヅクロヒシテ、罷リ立ケル。ソノ時、一ツノ太刀ヲ落留タリ。

鳥ノ懷ヨリ出シタル物ナレバ、則、小鳥ト名ケ、リ。一説如レ此」25オ

大宝、文武天皇ノ曆号、友光モ大宝年中也。是レ劍ノ

祖師也。

「24ウ

清茂云、右天国太刀之事、此書標紙ニ書付タリ。按ニ、此書中ニ此太刀之事見ヘタルガ故

ナラン。」25ウ

右一冊ハ貴布祢谷神人年寄役八左衛門

家ニ伝来之由、加番田直ヘ見ストテ、私第ヘ

被持来、予其記ストコロヲ見ルニ、大旨野心ノ

偽書ナレバ、実ハ不用之書也トイヘドモ、敵ノソナ

ヘヲ覚悟セン為ナレバ、是モ亦吾ガ一ツノ備

也トテ、写留ヌ。但、此書ノ間ニ、延宝三年七月

延命寺住持幽元敬疏スト云。疏文一帋

アリ。《不用物ノ不写留》且、此書中ニモ延宝三乙卯乾

霜月、北山隱士敬考ト記セルヲ以見レバ、

僧幽元谷ノ者ニ頼マレ書ケルコト疑ナシ。隱

士トハ隠セルナラム。悉ク書ヲ信ゼバ、書無

キニハシカジト申言ノ侍レバ、殊ニ用捨シテ、

可見也。

「26オ

享保二十乙卯年八月 右京権大夫賀茂清茂 印

「26ウ

右

今度不慮感得一覧之次、令備書了

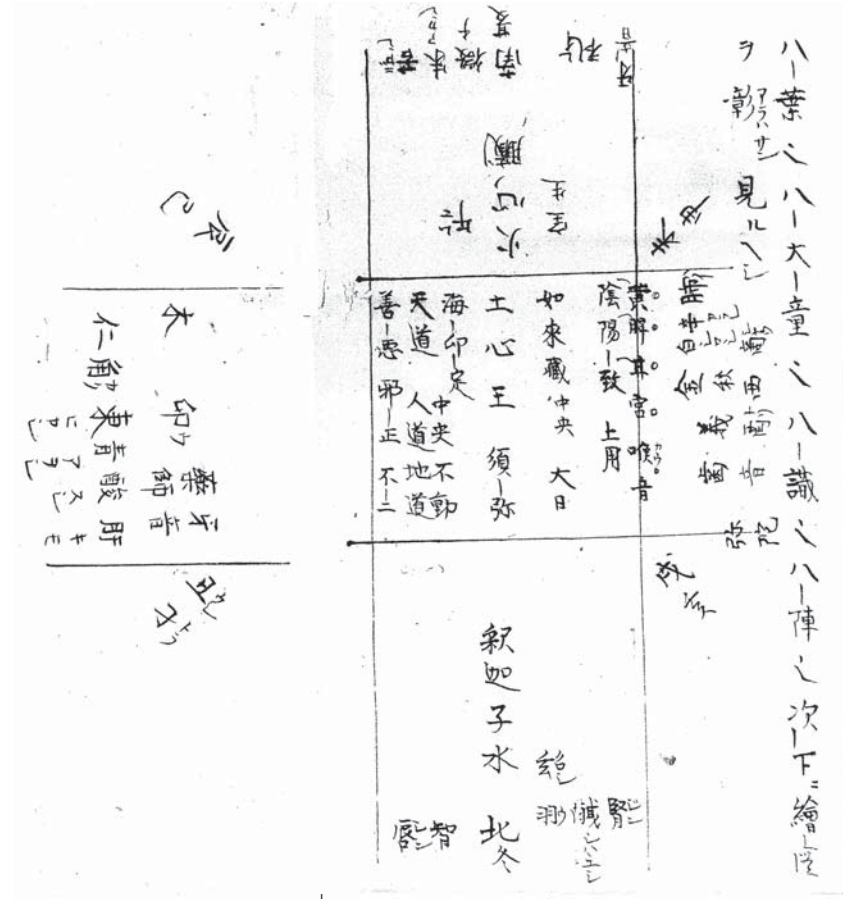
嘉永七年八月二十二日

賀茂保房

在花押 「27オ

(追記) 本研究は科研費MEXT/JSPS24520248「貴船神社の文学と歴史」の助成を受けたものである。

[参考]



21ウ

(本学非常勤講師)

